

別添 1

国 道 利 第 5 号
平成 1 7 年 9 月 9 日

各 地 方 整 備 局 長
北 海 道 開 発 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
道 路 関 係 四 公 団 の 長

国 土 交 通 省 道 路 局 長

高 架 道 路 の 路 面 下 の 占 用 許 可 に つ い て

高架道路の路面下の占用許可については、道路法及び道路法施行令の規定のほか、「高架道路の路面下の占用許可について」(昭和40年8月25日付け建設省道発第367号建設省道路局長通達)等により、相当の必要があって真にやむを得ないと認められる場合における占用についてのみ許可することとする「抑制の方針」として取り扱ってきたところである。

その結果、高架道路の路面下の利用形態としては、事実上、広場、公園、駐車場等に限定されているのが実態であるが、街づくりの観点等から、高架道路の路面下も含めた賑わいの創出等が必要となるケースも生じている。

このため、高架道路の路面下の適正かつ合理的な利用を図るため、新たに別紙のとおり高架道路の路面下の占用許可の基準を策定することとしたので、下記1及び2の事項に留意の上、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、これに伴い、下記3のとおり関係通達を廃止又は改正することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

記

- 1 道路の占用は、元来用地補償とは別個の問題であるから、高架道路の用地交渉段階において被買収者に占用を約束するかのような行為は、厳に慎むべきこと。
- 2 高速自動車国道、都市高速道路その他の道路で、相当区間連続して高架化されているものについては、学識経験者、地元地方公共団体等の意見を聞いて、路面下の全体

的な利用計画（以下「高架下利用計画」という。）を作成すること。

高架下利用計画の策定に当たっては、高架の道路の路面下の適正かつ合理的な土地利用に資するため、都市計画や周辺の土地利用状況等に十分配慮すること。

3 その他

- (1) 「高架道路の路面下の占用許可について」(昭和40年8月25日付け建設省道発第367号道路局長通達)は廃止する。
- (2) 「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」(昭和33年11月28日付け道発第497号道路局長通達)を次のように改める。
 - 記1本文中「令7条1号、5号」を「令7条1号、6号」に改める。
 - 記1(1)及び(2)中「令第7条第5号」を「令第7条第6号」に改める。
 - 記1(2)後段及び(3)を削る。
 - 記3中「令第12条の2」を「令第12条の4」に、「第12条」を「第12条の2」に改める。
- (3) 「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」(昭和37年9月4日付け道発第377号道路局長通達)を次のように改める。
 - 記1(5)後段を削る。
- (4) 「高架の道路の路面下の占用許可に係る事前協議および道路の占用の期間について」(昭和47年3月17日付け建設省道政発第17号道路局長通達)を次のように改める。
 - 記1を削る。
- (5) 「高架道路の路面下の占用許可及び石油圧送施設の占用許可に係る事前協議について」(昭和58年2月5日付け建設省道政発第12号道路局長通達)を次のように改める。
 - 記1を削る。

別 紙

高架道路下占用許可基準

1 趣 旨

高架の道路の路面下(以下「高架下」という。)の占用については、道路の構造の保全等を図るとともに、その適正かつ合理的な土地利用に資するため、道路法及び道路法施行令に規定する占用の許可基準に加え、この基準により事務を取り扱い、道路管理の適正を期するものとする。

2 方 針

- (1) 高架下の占用は、道路管理上及び土地利用計画上十分検討し、他に余地がないため必要やむを得ない場合に限って認められているものであるが、街づくりの観点等から当該高架下の積極的な利用が必要であると認められる場合には、道路管理上支障があると認められる場合を除き、当該高架下の占用を認めて差し支えない。
- (2) 次の一に該当する高架下の占用は、許可しないものとする。
 - ア 都市分断の防止又は空地確保を図るため高架道路とした場合の当該高架下の占用（公共の用に供する広場、公園、運動場であって都市の分断の防止又は空地確保に資するものを除く。）
 - イ 高架下利用計画に適合しないもの
 - ウ 一部車線を高架とした場合における当該高架下又は高架道路の出入口付近の占用
 - エ 高架道路の周囲の道路の交通に著しい支障を及ぼす場合
- (3) 高架下の占用の許可にあたっては、公共的ないし公益的な利用を優先するものとする。
- (4) 高架下の占用は、原則として道路管理者と同等の管理能力を有する者に一括して占用させるものとする。
- (5) 次に掲げる占用物件に係る高架下の占用は、許可しないものとする。
 - ア 事務所、倉庫、店舗その他これらに類するもののうち、易燃性若しくは爆発性物件又は悪臭、騒音等を発する物件を保管し、又は設置するもの
 - イ 風俗営業用施設その他これらに類するもの
 - ウ 住宅（併用住宅を含む。）

3 占用物件の構造等

- (1) 占用物件の構造については、次の基準によるものとする。
 - ア 高架道路の橋脚の外側（橋脚の外側が高架道路の外側から各側 2.0m 以上下がっているときは、当該 2.0m 下がった線）をこえてはならないこと。
 - イ 構造は、耐火構造その他火災により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められる構造とすること。
 - ウ 天井は、必要強度のものとし、必要な消火施設を設置すること。この場合においては、あらかじめ消防当局と十分打ち合わせておくこと。
 - エ 天井は、原則として高架道路の桁下から 1.5m 以上空けること。

オ 壁体は、原則として高架道路の構造を直接利用しないこと。

カ 壁体は、原則として橋脚から 1.5m 以上空けること。

(2) 安全対策等

ア 占有物件を利用する車両等の衝突により、高架道路の橋脚等に損傷が発生するおそれがある場合には適切な場所に保護柵等を設置すること。

イ 占有物件が事務所、店舗等であって、その出入口が高架道路と平行する車道幅員 5.5m 以上の道路に接する場合には、歩道（幅員 2.0m 以上とする。）を設けること。

ウ 緊急の場合に備え、市街地にあつては最低約 30m ごと、その他の地域にあつては約 50m ごとに横断場所を確保しておくこと。

エ 高架道路の分離帯からの物件の落下等高架下の占有に危険を生ずるおそれのある場合においては、占有者において安全確保のため必要な措置を講ずること。

(3) 占有物件の意匠等は、都市美観を十分配慮して定めるものとする。

4 その他

(1) 占有の期間は、占有物件の性質等を考慮して適正に定めるものとする。

(2) 占有の許可にあつては、転貸等の弊害を防止するため必要な条件を付するものとする。

(3) 高架下の利用について、公共的ないし公益的な利用の計画がない場合において、この基準に適合するときは、高架道路に係る土地等の提供者を他の者に優先して考慮することができるものとする。

(4) 占有許可物件であつて本基準に該当しないこととなるものについては、本基準に適合するよう指導することとする。ただし、当該占有物件について、大規模な改修等が必要であり、やむを得ず本基準によりがたい場合には、当面の間、本基準に適合するものとして取り扱うものとする。